

## 資料 2 - 1

## 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律について

## 成立の経緯

- 性同一性障害:「生物学的な性」と「性の自己意識」とが一致しない状態
- 性同一性障害者については、就業上の差別・困難など、社会生活上さまざまな不利益が生じていたことから、その解消のため、立法による対応を求める議論が高まった

平成15年7月、議員立法により成立(衆参両院で全会一致。平成15年法律第111号。平成16年7月施行。)

## 法律の概要

## 1 性別の取扱いの変更の審判(第3条第1項)

家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- ① 18歳以上であること(当初は「20歳以上」とされていたが、成年年齢の引き下げに伴う民法の一部改正法(平成30年6月成立、令和4年4月施行)により改正)
- ② 現に婚姻をしていないこと
- ③ 現に未成年の子がいないこと(当初は「現に子がいないこと」とされていたが、親子関係への影響や子の福祉の観点からの要請を踏まえつつ、要件を緩和(平成20年6月、議員立法により本法を一部改正。平成20年12月施行。))

- ④ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
- ⑤ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

## 2 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い(第4条第1項)

性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

## 最近の動き

いわゆる生殖不能要件(④)及び外観要件(⑤)の合憲性について

⇒令和5年10月、最高裁大法廷において、④生殖不能要件は違憲との決定が出された(⑤の判断については高裁に差戻し)。